

III 景観形成基準の解説

美しいまちづくりのための「相談役」に！

景観施策の重要性について

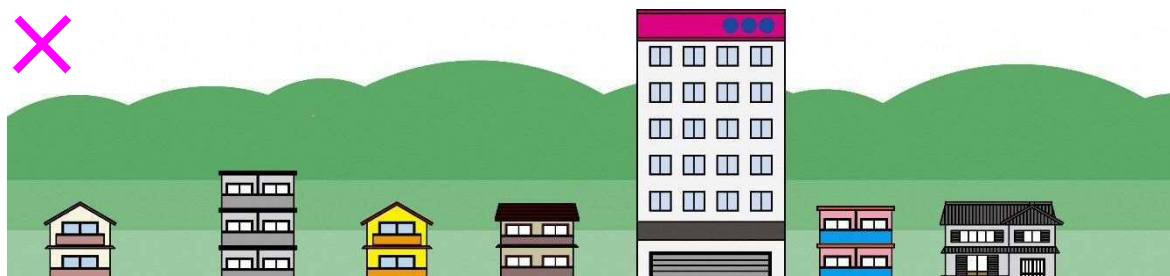
本市の美しい自然景観を保全し、歴史的景観を次世代へ継承し、快適な生活景観や本市固有の生業景観の形成のために景観施策が必要です。

景観形成基準とは

景観は一つひとつ単独で考えられるものではありません。周辺のまちなみ、自然との調和や対象となる建物の特徴などさまざまな要素が絡み合いながら、その地域の景観を構成します。まちは個人のものではありませんので、一定の指針のもとで考えていかななくてはなりません。

その一定の指針が「景観形成基準」で、田原市景観基本計画で区分されたエリアごとに、市民の皆さんとともに良好な景観を形成するためのルールを定めています。

ルールが無い場合と有る場合のイメージ図



低層の住宅地に高い建物、派手な建物や広告物…個人個人の自由さがありますが、快適な住環境とは言えません！



上の図より緑が増え、高い建物もなくずいぶん見違えましたね、家の向きがバラバラですね。



家の向きや緑の多さなど、景観的にもさらによくなりました！

- 緑化のルール
- 建物の色彩
- 建物の高さ

ルールがある適な住環境は、皆様の意識で創ることができます！

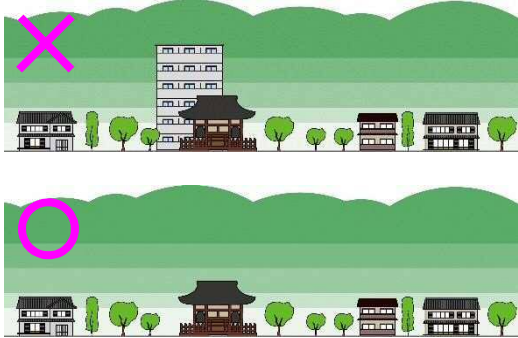
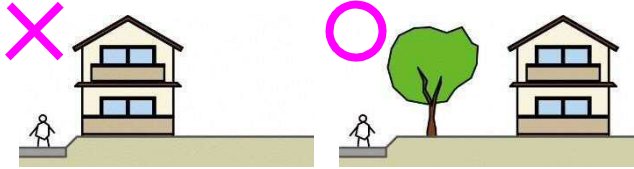


III 景観形成基準の解説

景観形成基準の考え方と解説

■建築物（全エリア共通事項）

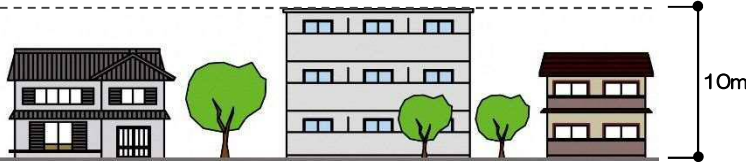
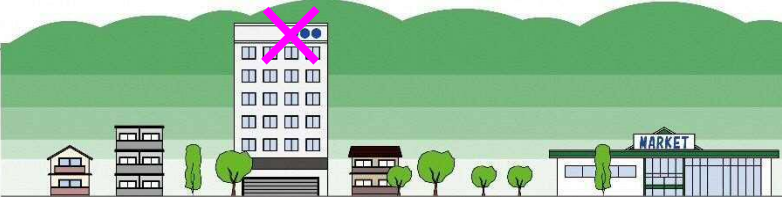
項目	景観形成基準	具体的な例示	備考
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。		※調和とは？ 全体がほどよくつりあって、矛盾や衝突などがなく、まとまっていること。 また、そのつりあい

項目	景観形成基準	具体的な例示
配置	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または、良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全及び形成に配慮する。	【全】 
周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。	【まち（市）】 【まち（集）】	
道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。	【全】	
駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。	【まち（市）】 【まち（集）】	

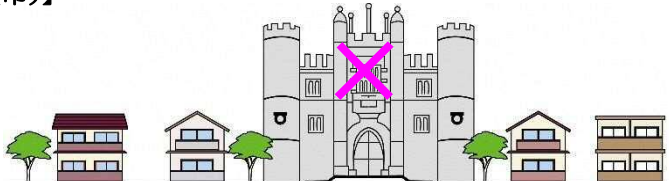
項目	景観形成基準	具体的な例示
配置	道路等の公共空間との境界部分には、前庭を極力配置し、解放感等の創出に努める。	【まち（市）】 【まち（集）】 
	敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。樹木の周囲に空地をとるよう努める。	【全】 
	山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。	【全】 

項目	景観形成基準	具体的な例示
外構	道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。	【まち（市）】 【まち（集）】 
	塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう高さやデザインに配慮する。	【まち（市）】 【まち（集）】 

III 景観形成基準の解説

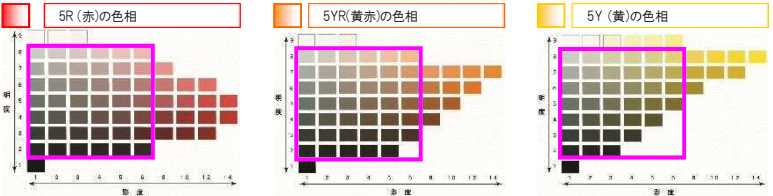
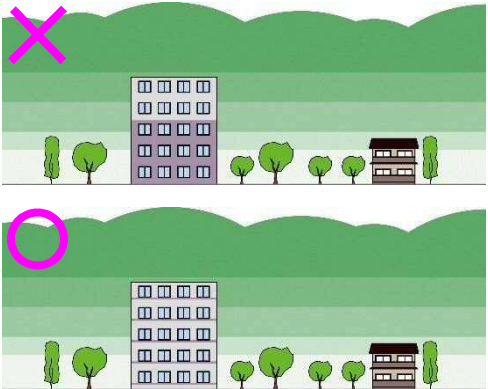
項目	景観形成基準	具体的な例示
高さ		【海】【山】【農】【まち（集）】 の突出する高さの目安は 10mとします。 
	背景の山並みや周囲のまち並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けるよう努める。	【海】【山】 
	周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮し、農地景観を阻害するような突出する高さは避けるよう努める。	【農】 
	周辺の景観やまち並みとの調和に配慮し、周囲の建物より突出する高さは避けるよう努める。	【まち（市）】 
	地域のまち並みを守るため、周囲の建築物より突出する高さは避けるよう努める。	【まち（集）】 
	主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。	【全】 

項目	景観形成基準	具体的な例示
高さ	山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。	【全】 

項目	景観形成基準	具体的な例示
形態 意匠	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。	【全】 
	周辺の海や山などの景観との調和に配慮する。	【海】 
	背景の山や周辺のまち並みとの調和に配慮する。	【山】 
	周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮する。	【農】【まち（集）】 
	周辺の景観及びまち並みや建築デザインとの調和に配慮する。	【まち（市）】 

III 景観形成基準の解説

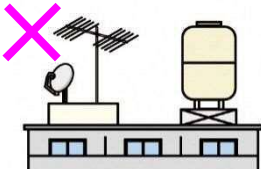
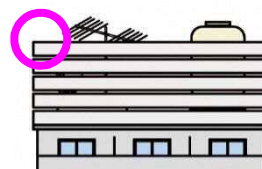
項目	景観形成基準	具体的な例示
形態 意匠	建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。	【全】 
	アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。	【全】 
	外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。	【全】 
	周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。	【全】 
	外壁又は屋上に設ける施設は露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。	【全】 

項目	景観形成基準	具体的な例示
色彩	赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下にとどめるよう努める。	【全】 
	基調となる色は彩度の低いものとし、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。	【全】 
	屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。	【まち（市）】 

項目	景観形成基準	具体的な例示
素材	周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。	【全】 
	地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。	【全】 

III 景観形成基準の解説

項目	景観形成基準	具体的な例示
素材	時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。	【全】  
	清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。	

項目	景観形成基準	具体的な例示
附属建築物及び附属設備	主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努める。	【まち（市）】  
	車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物及びごみ集積所等は、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	【まち（市）】  
	附属設備等は道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所や色彩に配慮する。	【まち（市）】  
	屋上に設置する附属設備等は、周囲の壁面を立ち上げるか、ルーバー等で覆うよう努める。	【まち（市）】  

項目	景観形成基準	具体的な例示	
緑化	敷地内は可能な限り緑化に努める。	【全】	 
	道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。	【全】	 
	樹木による四季の演出や樹容が優れているシンボルツリー的な植栽に努める。	【まち（市）】	 

項目	景観形成基準	具体的な例示	
照明	使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。	【全】	 
	ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。	【まち（市）】	 

III 景観形成基準の解説

■工作物【全エリア共通】

項目	景観形成基準	具体的な例示
配置	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。	 

項目	景観形成基準	具体的な例示
高さ	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	 
	統一感のあるまち並み形成に配慮する。	

項目	景観形成基準	具体的な例示
形態 意匠	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合は、その景観の保全に配慮する。	 
	周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	 

項目	景観形成基準	具体的な例示
形態 意匠	建築物と一体となっている場合は、主体建築物と一体感のあるデザインとなるよう努める。	和風の建物と外柵に一体感が感じられます。  

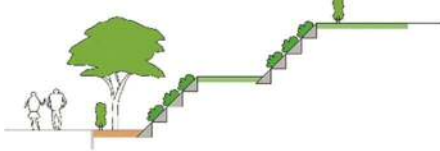
項目	景観形成基準	具体的な例示
色彩	基調となる色は彩度の低いものとし、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。	 

項目	景観形成基準	具体的な例示
素材	周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。	 
	時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。	 
	清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。	

III 景観形成基準の解説

項目	景観形成基準	具体的な例示
緑化	道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。	 
照明	使用光源は穏やかなものとし、周辺的环境に配慮する。	 
	ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。	 

■土地の開墾、土地の形質の変更

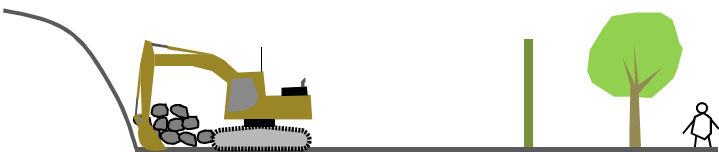
項目	景観形成基準	具体的な例示
緑化	法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	 
	擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	 

項目	景観形成基準	具体的な例示
伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。	

項目	景観形成基準	具体的な例示
環境	敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。	 
	生態系に配慮する。	

III 景観形成基準の解説

■土石の採取、鉱物の掘採

項目	景観形成基準	具体的な例示
遮蔽	道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	

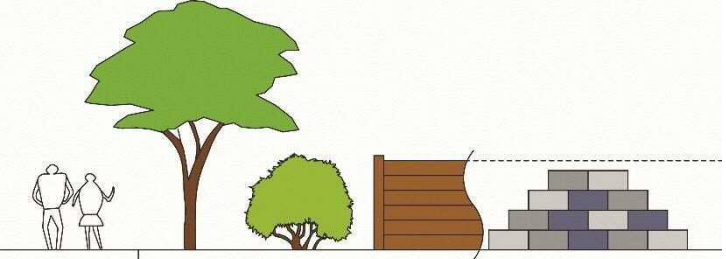
項目	景観形成基準	具体的な例示
環境	採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。	

■木竹の伐採

項目	景観形成基準	具体的な例示
伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。	 

項目	景観形成基準	具体的な例示
環境	生態系に配慮する。	

■屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

項目	景観形成基準	具体的な例示
遮蔽	遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。	
高さ	物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感の内容に積み上げるよう努める。	